

大綱と教育振興基本計画との関係について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正後）

（基本理念）

第1条の2 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成18年法律第120号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

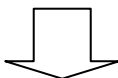
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

Q.すでに教育振興基本計画を定めている場合でも、大綱を別途定める必要はありますか。

（「改正地方教育行政」文部科学省 編著より）

A. 地方公共団体において、教育基本法第17条第1項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、首長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

一方、新たな首長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なる時には、新たな大綱に則して、当該計画を変更することが望ましい。



法律の組み立てからは、地教行法の上位法である教育基本法を根拠とする教育振興基本計画が、大綱の上位となっているようにも見えるが、Q&Aの後段では、新たに大綱を策定した場合には、教育振興基本計画を大綱に則して変更するとの記述もある。

⇒ どちらが上位ということではなく、総合教育会議において協議・調整した上で、その内容を一致させることが地方公共団体に求められていると考える。